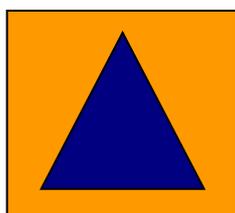


彦根市国民保護計画



令和7年7月

彦 根 市



表紙のマークは第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者に関する追加議定書）で規定された国際的な特殊標章であり、国民保護措置を行う者およびその団体、その団体が使用する車両などを識別するために使用することができる。

【本編 P-81】【資料編 P-64】 参照

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態および緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(1) 武力攻撃事態の種類

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃および航空攻撃の4類型を対象とする。

ア 着上陸侵攻の場合

(ア) 特徴

- a 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向性を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- b 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- c 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。
なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- d 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

(イ) 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

(ア) 特徴

- a 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。

そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

- b 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。

※ダーティボム：劣化ウラン弾のように、使用後に周辺への放射能汚染をとまなう爆弾

(イ) 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関を含む。）と県、県警察および自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長または知事の退避の指示または警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

ウ 弾道ミサイル攻撃の場合

(ア) 特徴

- a 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭またはNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相および対応が大きく異なる。
- b 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(イ) 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって、被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

エ 航空攻撃の場合

(ア) 特徴

- a 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- b 航空攻撃を行う側の意図および弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織・自治会等による警報の内容の伝達、地域のリーダーとなる市民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地または避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 市民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて、協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導

(2) 避難住民等の救援

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(4) 保健衛生の確保

第4章 警報および避難の指示等

第1 警報の伝達等 <法第47条関係>

市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体および財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達および通知を行うことが、極めて重要であることから、警報の伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに市民および関係団体(消防団、自主防災組織、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市域の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、市立病院、保育園、幼稚園など)に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ(<http://www.city.hikone.lg.jp>)に警報の内容を掲載する。

*** 資料10 警報の発令の流れ【資料編P-26~27参照】**

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として、以下の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、同報系屋外放送設備により国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して、市民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を広報車および災害時緊急通報システム等あらゆる手段を用いて周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、同報系屋外放送設備のサイレンは使用しない放送や、広報車、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。なお、市長が